

一般社団法人日本結核 非結核性抗酸菌症学会
「支部学術講演会」申合せ

2018年11月5日 支部長会議
日本結核 非結核性抗酸菌症学会

1. 準備

- ・支部学術講演会のコンベンション会社(運営事務局)は、支部学術講演会会長が選定する。
- ・支部学術講演会会長は、開催6カ月前、予算書・契約書のコピーを支部長・学会本部へ提出する。
- ・契約書は原則としてひな型(呼吸器学会・日本結核 非結核性抗酸菌症学会共用のフォーム)を使用する。

2. 地方会プログラム集

- ・抄録集の事前配布はなく、開催当日の配布でも可とする。

3. 支部学術講演会ホームページ

- ・支部学術講演会ホームページは、原則として既存のHPを加工して使用する。デザインは会長権限とする。
既存のホームページを加工する場合、支部(支部学術講演会会長・及び事務局)から学会本部事務局へ連絡いただければ、本部会計でHP管理・運営を行うことが可能である。
学会内サイトのため、開催記録を永続的に保存可能である。
- ・地方会プログラム抄録集PDFは、学会HPに掲載し(パスワードは外す)、地方会終了後、「学術講演会URL」を学会に移管し、記録を保存する。

4. COI 会員データ

- ・支部学術講演会会長及びコンベンション会社は、閉会后、COI 報告書・会員データを削除のうえ、データ削除報告書を学会本部へ提出する。

5. 演題登録システム

- ・UMINの演題登録システムが継続されることを前提に、原則としてUMINのシステムを継続使用する。
費用(約8万円)は支部学術講演会会計より出納する。
- ・UMINセンターを使用できない支部で、演題登録システムを希望する場合、日本呼吸器学会が使用していることや、個人情報管理上の理由から、(株)杏林舎を推薦する。(費用約30万円)

6. 旅費規程

- ・学会員:謝礼・旅費・宿泊費は原則として負担しない。(日本呼吸器学会・日本結核 非結核性抗酸菌症学会で統一している)
- ・他支部所属の会員・非会員:謝礼・旅費・宿泊費は必要に応じて、支部学術講演会会長会計から支払う。(原則として、謝礼3万円、旅費実費)

7. 支部の理事会・代議員会の開催

- ・年1回、支部長は、原則として理事会・代議員会を開催し、会計報告書、支部学術講演会会長の推薦について承認を得る。他学会と合同開催している支部は、実情に合わせて開催する。

8.会計報告

- ・支部学術講演会会長は、閉会后、4カ月以内に会計報告書を、日本結核 非結核性抗酸菌層学会及び合同開催学会へ郵送する。
- ・領収書(原本)・解約した銀行通帳は、関東・中国以外は日本呼吸器学会事務局(辻本郷会計事務所)へ郵送する。
- ・日本結核 非結核性抗酸菌症学会顧問税理士は、会計報告書(全支部の地方会・支部)を確認する。
- ・余剰金が発生した場合は、各学会の支部長管理の口座へ、按分してそれぞれ繰入する。(余剰金に日本呼吸器学会法人税分は含まない。)
- ・源泉税が発生した場合は、何れかの学会本部事務局へ伝え、学会本部より納税する。
- ・会計報告書は、支部の理事会・代議員会で承認を得る。
- ・支部学術講演会会計は、学会本部会計と合算のうえ、それぞれの学会本部より納税する。

9. 支部の通帳について

- ・支部の通帳名義「一般社団法人 日本結核 非結核性抗酸菌症学会 支部長 ○○○○」
法人口座のため、法人の管理責任者(支部長、あるいは理事長)の名義とする。
- ・通帳管理責任者は、理事会より承認を得た者とする。(支部長または学会本部事務局とする。)

10. 支部長の会務

- ・通帳管理
- ・支部の理事会・代議員会・中国四国支部世話人会等の開催・議案書作成(地方会会計報告の承認、支部学術講演会会長の決定)
- ・各種委員会委員の推薦
- ・支部の会計報告書を学会本部へ提出する。
- ・支部学術講演会会長の決定を、学会本部へ連絡する。
- ・次期支部長への引継ぎ

10.その他

- ・支部学術講演会の閉会后、ご苦労様会の会議費は、1人 5 千円以内とし支部学術講演会会長会計より出納可能とする。

附則

この申し合わせは、2019年6月6日より適用する。

2019年11月29日 一部改定